

平成28年
第Ⅱ回短答式試験
**特別
座談会**

本試験を ふりかえる



2016年5月29日(日)、平成28年公認会計士第Ⅱ回短答式試験の幕が切って落とされ、全国で熱い戦いが繰り広げられた。TACでは本試験問題の入手後、直ちに講師による短答式試験検討会を開き、今年の本試験傾向の分析を行った。出題傾向に変化はあったのか等、短答式試験の全貌が克明に解き明かされた。

特別座談会 出席者

企業法

田崎 晴久 講師

管理会計論

高岡 徹 講師

監査論

野村 礼華 講師

財務会計論(計算)

金杉 光弘 講師

財務会計論(理論)

久保 慎悟 講師

司会

久野 元靖 講師

本試験をふりかえる



司会 久野 元靖 講師

はじめに

久野 それでは、本日2016年5月29日（日）に行われた平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出題傾向を分析していきます。

いつものように、この場で平成28年第Ⅰ回短答式試験後の数ヶ月を振り返るのをご容赦くださいませ。1月、税や社会保障に関連する共通番号制度「個人番号（通称『マイナンバー』）」がスタートしましたね。1月29日には日本銀行が日本において初めて「マイナス金利」を導入することを決定しました。2月には「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」に署名されています。3月26日には北海道新幹線新青森駅～新函館北斗駅間が開業しました。新幹線駅のホームで「新函館北斗」行きという掲示を見るとなんか違和感がありますね。新大阪駅以西で見る「鹿児島中央」行きという掲示には慣れたんですけど。4月1日には改正電気事業法が施行され「電力完全自由化」が行われています。5月26日・27日には三重県志摩市賢島で「第42回先進国首脳会議（伊勢志摩サミット）」が行われました。自然災害のこと・・・、1月11日、青森県三八上北地方を震源とするM4.5の地震により、青森県南部町で震度5弱が観測されています。1月14日、北海道浦河沖でM6.7の地震が発生し、北海道内と青森県内の一部の市町村で震度5弱が観測されました。2月6日には中華民国（台湾）南部の高雄付近にてもM6.4の地震が発生しています。そして、4月14日、「平成28年（2016年）熊本地震」の前震が発生しました。M6.5で益城町では気象庁震度階級で最大となる震度7を観測しています。16日には「平成28年（2016年）熊本地震」の本震が発生しました。M7.3で西原村と再び益城町で震度7を観測しています。熊本県の他の地域で震度6強、大分県で震度6弱、さらに九州の広い地域でも震度5強が観測されました。この「熊本地震」に関連し、公認会計士・監査審査会は4月22日「平成28年熊本地震の発生に伴う平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験に係る対応について」として、①受験案内のとおり試験を実施、②受験票を紛失等した場合、③地震の影響を受けられた方についての受験地の変更相談等を公表しました。

平成28年第Ⅱ回短答式試験が実施された本日5月29日、那覇では例年通り梅雨入り後の第Ⅱ回短答式試験でしたが晴れ、気温は27～31℃。西日本はぐずついた天気、熊本・福岡・広島では雨、18～22度、高松では曇り、19～24℃。大阪・名古屋・金沢で曇り、17～28℃でした。東京は晴れ、16～28℃でしたね。仙台では晴れ14～24℃、札幌も晴れでしたが、9～19℃と肌寒さもあったようです。

公認会計士・監査審査会は短答式試験の合格基準を「試験実施規則」において「総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。」としています。例年「公認会計士試験受験案内」に記載されていた「試験の公平性の観点から、第Ⅰ回短答式試験と第Ⅱ回短答式試験の合格得点比率は、原則として同じとします。」という文言は「平成28年公認会計士試験受験案内」には記載されていません。これについては、ここ数年の実際の第Ⅰ回・第Ⅱ回合格得点比率を見ている限り、大きな方針変更があったとは思えません。今回の平成28年第Ⅱ回短答式試験も、ここ数年の短答式試験同様、論文式試験受験者数を意識して上位数百名が合格する競争試験の様相になると考えています。

平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験受験者数（願書提出者数）は、公認会計士・監査審査会の発表によれば、6,331人となっています。昨年平成27年第Ⅱ回短答式試験受験者数（願書提出者数）が6,058人ですから、久しぶりに前年比増に転じましたね、273人、4.5%ですけど。監査法人への就職状況が改善に転じて複数年経過していますので、「公認会計士」職に人気が出て、受験者数が増加していけば良いのですが。

短答式試験合格者決定要素の一つと考えられる平成28年論文式試験の受験者数は、平成26年以降の短答式試験合格者並びに大学教授・司法試験合格者等の1,520人（前年比71人増）および平成28年第Ⅰ回短答式試験合格者863人（前年比20人減）との合計2,383人（前年比51人増）、そして旧第2次試験合格者117人（前年比13人減）、ここまでの合計で2,500人（前年比38人増）が確定しています。この2,500人に今回の平成28年第Ⅱ回短答式試験合格者となる方を加えた人数が論文式試験受験者数となりますが、平成25年は第Ⅱ回短答式試験合格者695人を加え3,277人、一昨平成26年は第Ⅱ回短答式試験合格者402人を加え2,994人、昨平成27年は第Ⅱ回短答式試験合格者624人を加え3,086人でした。

久野 さて、今回の試験は、同一年度内ということもあり、前回の平成28年第Ⅰ回短答式試験から大きな変化はなかったようです。今回の平成28年第Ⅱ回短答式試験を概観していきましょう。先生方、お願いします。実施順でお願いできますか。

田崎 企業法は、学習していれば報われるような概ね解き易い良問だった、というのが講師間の感想です。

高岡 管理会計論は、例年になく取り組みやすい問題が多かった印象です。あせって取りこぼすことなく、得点を伸ばして欲しかった問題でした。

野村 監査論は、全体として、判断しづらい問題が多かった印象です。焦らず落ち着いて、問題を読み切れたかどうか勝負の分かれ目になりそうです。60%得点できればまずまずでしょう。

金杉 財務会計論－計算は、大局を見据えつつ、メリハリを利かせた学習が大事だと改めて感じました。

久保 財務会計論－理論の印象としては、しっかりと学習成果を積み重ねてきたか否かが問われる問題だったなあというところですかね。

久野 問題を一瞥しているだけの状況なんですけど、監査論以外は、取り組みやすい印象を持ちました。講師サイドで取り組みやすい印象を持っている時に、個々の受験生の得点に差が出てしまうことがあるんですよね。正解しているつもりだったんだけど、案外、得点が伸びないとか……。そういう面でちょっとした不安を感じています。

それでは、個別の科目ごとにうかがっていきましょう。

企業法



企業法担当 田崎 晴久 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 まず5月29日1限(9:10着席, 9:30～10:30)に行われた企業法, 先ほど田崎先生から, 講師間の感想として「学習していれば報われるような概ね解き易い良問だった」とありました。

平成26年第Ⅰ回試験以降平成27年第Ⅱ回試験までの4回の短答式試験では18問出題, 前回の平成28年第Ⅰ回短答式試験では20問各5点の出題でした。形式面・出題分野はどのようなものでしたか。

田崎 前回の試験と形式・問数は変わっていません。出題分野は, 商法総則・商行為が各1問, 株式会社の設立が2問, 株式が3問, 機関が6問, 計算が2問, 事業譲渡が1問, 持分会社が1問, 金商法が2問でした。機関の分野から最多の6問出題されていますが, 6問中3問が株主総会の分野から出題されており偏った感じがします。

久野 出題内容といいますか, 正誤判定が求められる文章の素材といいますか, そういった側面での特徴はあったんでしょうか。

田崎 内容的には, 条文ベースの問題がほとんどです。ただ, こしばらく判例を素材とした問題が少なかったですが, 今回は, 判例を素材とした問題が7個(問題2イ, 問題4イ, 問題5ウエ, 問題6エ, 問題12ウエ)出ているのが目立ちます。いずれも, 古典的な判例であり, TACの講義で必ず触れられるものですから, 特に恐れる必要はありません。

それと, 商法総則・商行為はどうしても学習が手薄になりがちなので, 過去本試験問題を素材に短答フォロー講義で補強するようにしています。今回も, 商法総則・商行為の計8個の記述のうち, 6個が短答フォロー講義で扱った問題なので, この分野は短答フォロー講義を復習しておくといいです。

久野 では, 問題ごとにうかがっていきます。問題1からお願いします。

田崎 問題1は「個人商人の商号又は営業譲渡」に関する問題です。アは名板貸の条文(商法14条)そのままの問題です。名板貸については, 直前答練第3回問題1エでズバリ出題しています。イは, 基礎答練第1回問題2ウや過去問を素材にした短答フォロー第1回問題4ア問題5ア問題8アでズバリ出題していますが, 個人商人の商号は任意的登記事項ですから, 誤りの記述です。ウは, 短答フォロー第1回問題12ウでズバリ, 直前答練第1回問題1の解説で説明していますが, 営業を譲渡した商人が負う競業避止義務は, 商法21条1項にあるように「別段の意思表示」があれば排除することができますから, 誤りの記述です。エは, 商法22条4項の条文そのままの問題で, 短答フォロー第1回問題12オでズバリ出題しています。短答フォロー講義や答練を復習しておけば, 解けたでしょうが, 学習が手薄な商法総則からの出題なので, B評価です。

問題2は「商行為」に関する問題です。アは, 商法506条そのままの問題で, 短答フォロー第1回問題23ア問題24ウでズバリ出題しています。イは, 短答フォロー第1回問題24アでズバリ出題しています。ウは, 条文(商法509条)そのままの問題です。エも, 条文(商法512条)そのままの問題です。問題2はいわゆる商行為の通則の分野からの出題で, 民法との比較も絡むので, B評価です。

問題3は「株式会社の設立」に関する問題です。アの擬似発起人の責任は, 直前答練第3回エでズバリ出題しています。イの設立時取締役が調査機関であることは, 基礎答練第2回問題5アの解説で説明しています。ウエは設立無効の訴えの基本的な知識を問う問題です。基本的な問題なので, A評価です。

問題4は「株式会社の設立」に関する問題です。アは, 全額払込み・全部給付制(34条1項本文)について, 条文そのままの基本的な問題です。イですが, 「発起人が株式会社の成立後に特定の財産を譲り受けることを約する契約を締

結した場合」というのは、財産引受けです(28条2号)。定款に記載のない財産引受けは絶対的無効で、追認を許さないというのが判例ですから(最判昭42.9.26)、イは誤りの記述です。平成26年改正法は、出資の履行を仮装した場合の責任を新設しましたが(52条の2, 102条の2, 213条の2, 213条の3)、ウはこの点に関する問題で、直前答練第3回問題3ウで関連問題を出題しており、本記述については解説で説明しています。エは、基礎答練第2回問題4アでズバリ出題しています。アウエが基本的な問題で、消去法で解けるので、A評価です。

問題5は「公開会社の募集株式の発行」に関する問題です。アは、基礎答練第1回問題7イでズバリ出題しています。イは、直前答練第1回問題8ウでズバリ出題しています。ウエは有名な判例で、講義で必ず学習するところです。簡単な問題であり、容易に答えが出るので、A評価です。

問題6は「株式の譲渡又は株主名簿の名義書換」に関する基本的な問題です。アですが、株券発行会社では株券の交付が株式譲渡の効力発生要件ですから(128条1項本文)、誤りです。アは、基礎答練第2回問題7イ、直前答練第1回問題6イでズバリ出題しています。イウについては、基礎答練第2回問題7ウでズバリ出題しています。エの名義書換の不当拒絶の判例は、有名な判例で、講義で必ず学習するところです。基本的な問題なので、落としてはならないA評価です。

問題7は「株式会社による自己の株式の取得又は自己株式の取扱い」に関する問題です。アは、165条1項2項に関する基本的な問題ですが、関連問題を基礎答練第2回問題8アイウで出題しています。イは、自己株式を取得する場合の財源規制(163条, 461条1項2号)の基本的な問題です。ウは、子会社が有する親会社株式(135条3項)と異なり、本記述のような義務は課されていない。株式の消却に関するエは、直前答練第3回問題5でズバリ出題しています。簡単な問題であり、容易に答えが出るので、A評価です。

問題8は「株主総会」に関する問題です。アの説明義務を拒める場合(314条ただし書)は、直前答練第3回問題8イでズバリ出題しています。本記述の法務省令で定めている場合(施行規則71条3号)も解説で説明してあります。イは316条2項の条文そのままの問題です。ウは、直前答練第1回問題16ウで社債権者集会の議事録について出題していますが、解説で総会議事録の本店備置きについても説明しています。エは、議事録の閲覧請求できるのは「親会社社員」で(319条4項)、「子会社の社員」は請求できないので、誤りです。少し細かい問題のような気もしますが、アは時間の無駄で拒否できるだろうから誤り、エは権利行使のため裁判所の許可を得て情報開示が認められるのは「親会社社員」(31条3項, 81条4項, 82条4項, 125条4項, 252条4項, 319条4項, 371条5項, 378条3項, 394条3項, 399条の11第3項, 413条4項, 433条4項, 442条4項など)であることからすれば誤りと判断でき、消去法で容易に解けるので、A評価です。

問題9は「取締役会設置会社の株主総会」に関する問題です。取締役会設置会社の株主総会の権限(295条2項)に関するア、招集通知(299条1項～4項)に関するイは基本的な問題ですが、議題提案権の行使要件(303条)や議案の通知請求権(305条)の要件は、きちんと押さえておかないと迷いやすいので、B評価です。

問題10は「株主総会の議決権」に関する問題です。アは、相互保有株式についての議決権の制限(308条かつこ書)についての基本的な問題です。イは、関連問題を基礎答練第2回問題10エ、直前答練第1回問題3エで出題しています。ウは、基礎答練第2回問題8エでズバリ出題しています。エは、基礎答練第2回問題10ウでズバリ出題しています。簡単な問題であり、容易に答えが出るので、A評価です。

問題11は「取締役」に関する問題です。アは、このような規定はありませんし、そもそも取締役は個人的信頼関係をもとに株主総会で選任されるものですから、代理人にその職務を執行させることはできないはずですから、誤りです。イは、平成26年改正による社外取締役の要件についての問題で、親会社の取締役(社外取締役も含め)は社外取締役になれません(2条15号ハ)。ウは、そのような規定はなく、後で承諾を得てもかまいません。施行規則74条1項2号が取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、「就任の承諾を得ていないとき」は、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないとしています。エは364条3項の問題ですが、一時役員は、直前答練第1回問題12エで関連問題を出題しています。アイウとか、かなり迷いそうな問題なので、C評価です。

問題12は「取締役の競業及び利益相反取引」に関する問題です。アは、423条2項で損害の額が推定されるのは、取締役会の承認を得ずに競業取引を行った場合ですから、誤り。イは、356条1項2号の取締役が第三者のために取引をする場合ですから、正しい記述です(356条1項柱書、365条1項)。ウエは判例を素材としていますが、利益相反取引の制限の趣旨から考えれば、判例を知らなくても答えが出せます。つまり、利益相反取引の制限(356条1項2号3号)は会社の利益を犠牲にして取締役が自己または第三者の利益を図るのを防止する趣旨ですから、ウの記述のように会社の利益になる場合には規制を及ぼす必要がなく、取締役会の承認は不要です(最判昭38.12.6)。エの無効主張ですが、利益相反取引の制限の趣旨が会社の利益を図るものであることからすれば、無効の主張は会社側から認めればよく、会社の利益を犠牲にした取締役に無効主張をさせる必要はないはずです(最判昭48.12.11)。本問は、基本的な問題ではありますが、判例を聞いていることや、アイも不用意に読むと引っ掛かり易いので、B評価です。

問題13は「監査等委員会設置会社」に関する問題です。平成26年改正で作られた監査等委員会設置会社についての出題です。監査等委員会設置会社はメンバーの過半数を社外取締役が占める監査等委員会(331条6項)によって経営者に対する監査・監督を強化しようとする制度ですから、アの記述の言うように、代表取締役となることはできません(331条3項)。監査等委員である取締役が業務執行ラインにある者を兼ねることができたら、自分で自分を監査・監督することになり無意味だからです。イは誤りの記述です。経営者からの独立を強化するため任期の短縮は認められません(332条4項)。ウは、直前答練問題13エでズバリ出題しています。会計監査人の選任・解任・不再任の決定は監査等委員会の権限ですが(399条の2第3項2号)、会計監査人の報酬の決定については同意権があるだけです(399条3項)、誤りの記述です。基本的な条文の問題なので、A評価です。



問題14は「株式会社の作成する計算書類等」に関する問題です。アは、直前答練第1回問題14イでズバリ出題しています。計算書類については、株主・債権者は、会社の営業時間内はいつでも閲覧請求ができるのであって(442条3項)、会計帳簿の場合(433条2項)と異なり、閲覧を制限する規定はありませんから、イは正しい記述です。ちなみに、イと同じ問題が平成21年問題15エで出ています。ウは、誤りです。電子公告を公告の方法としない会社も、法務省令で定めるところにより、貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法(つまり、インターネットのウェブサイトに掲載する)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができ(440条3項前段、計算規則147条)、その場合には公告義務を免れます(440条3項後段)。同じ問題が平成22年第Ⅱ回問題13イで出ています。エも、同じ問題が平成22年第Ⅱ回問題13エで出ています。電子公告による場合でも、貸借対照表の公告については、開示のみが目的で、法的効果を伴わないので、調査機関の調査は不要です(941条かつこ書)。アイは比較的簡単ですが、ウエが細かいのでB評価です。

問題15は「株式会社(監査等委員会設置会社を除く。)の行う剰余金の配当等」に関する問題です。A評価です。アは、直前答練第2回問題14ウでズバリ出題しています。イは、直前答練第2回問題14アで類問を出しています。ウは、基礎答練第1回問題15イでズバリ出題しています。エの財源規制については、類問を基礎答練第1回問題15エ、直前答練第2回問題4ア～エ、直前答練第2回問題14ウなどで出題しています。剰余金の配当等に関する基本的な問題なので、A評価です。

問題16は「社債権者集会」に関する問題です。アの社債権者集会が、共通の利害を有する社債の種類ごとに組織される(715条)というのは基本的な知識です。イは742条の条文の文言そのままの問題ですが、常識で考えても、発行

会社が負担すべきものでしょう。決議の公正を確保するため、自己株式（308条2項）と同様に、発行会社が有する自己の社債については議決権は認められない（723条2項）ので、ウは誤りの記述です。エは、類問を基礎答練第2回問題17エ、直前答練第3回問題16エで出題しています。社債権者集会の決議の効力発生には裁判所の認可が必要であり（734条1項）、決議の手続・内容についての裁判所の後見的介入があるので、株主総会決議の瑕疵と異なって（831条）、特別の訴えの制度は置かれていない。社債権者集会に関する基本的な問題であり、アウエは簡単なのでA評価です。

問題17は「株式会社の事業又は子会社株式の譲渡」に関する問題です。アは、誤りです。規模の小さな簡易事業譲渡の場合には、株主総会の決議は不要であるが（467条1項2号かつこ書）、譲渡する額がそれを超える場合でも、株主総会の特別決議が必要なのは、事業の「重要な」一部の譲渡（467条1項2号）についてです。イは、平成26年で新設された467条1項2号の2です。重要な子会社の株式を譲渡しその支配を手放すことは、会社が事業の全部または一部を譲渡するのと同じ経済的効果を有することから、事業の譲渡と同じ規制に置いたもので、正しい記述です。ウは、誤りです。合併と異なり、債権者異議手続は設けられていません。合併の場合と異なり、債務を移転させるには債権者の承諾が必要だからです。エは、略式事業譲渡であり（468条1項）、正しい記述です。類問を公開模試問題17アで出題しています。アウエは基本的な問題ですが、平成26年改正で新設されたイが入っていることから、B評価です。

問題18は「持分会社」に関する問題です。アですが、合資会社の有限責任社員は未履行の出資の価額を限度に債権者に対して直接責任を負います（580条2項）。関連問題を、基礎答練第1回問題17ウで出しています。イは、598条1項で法人も業務執行社員となれることは明らかですから、誤りです。イは、基礎答練第1回問題17アでズバリ出題しています。ウは、業務を執行する社員は、当該社員以外の全員の承認を受けなければ競業取引ができないので（594条1項）、正しい記述です。エですが、持分会社では、原則、いつでも利益の配当を請求できます（621条1項）。ただし、合同会社については、利益額（配当請求時点における利益剰余金の額と当該社員に分配されている利益の額のいずれか小さい額（計算規則163条））を限度に財源規制が課せられ（628条前段）、利益額を超える場合には合同会社は請求を拒むことができます（628条後段）。本記述ですが、①合同会社の社員も利益の配当の請求自体はでき、財源規制がかかり会社が拒めるだけとすれば、「限度として」「請求できる」というのは誤りと読めます。あるいは、②利益額を超える場合には配当できないので、その限度で請求できると読むとすれば、「資本剰余金の額と利益剰余金の額の合計額を限度として」という部分が間違いでしょう。利益額の計算には、資本剰余金の額は入らないからです（計算規則163条）。いずれにせよ、エは誤りです。アイウは基本的な問題なので、解けるとは思いますが、エが悩ましいので、B評価です。

問題19は「臨時報告書」に関する問題です。臨時報告書を提出しなければならない場合は、内閣府令に定められています（金商法24条の5第4項、開示府令19条2項）。アの当該会社の主要株主の異動があった場合、および、エの当該会社の株主総会において決議事項が決議された場合が臨時報告書を提出しなければならない場合です。アは、会社の支配、経営関係に及ぼす影響が大きいからです。エは、有価証券報告書の提出会社、特に上場会社の議決権行使の結果は、投資者の重大な関心事だからです。なお、ウは引っ掛かりそうですが、提出会社に重大な災害が発生した、それがやんだ場合で、被害が会社の事業に著しい影響を及ぼす場合（開示府令19条2項5号）や連結子会社に同様な事態が生じた場合（開示府令19条2項13号）は臨時報告書の提出事由ですが、提出会社の親会社に重大な災害が発生した場合は、臨時報告書の提出事由にはされていません。金商法テキストのp87以下で、臨時報告書の提出すべき場合がまとめられており、☆印のところを押さえておけば解けますが、内閣府令で答えを出すのは正直無理なので、C評価です。

問題20は「公開買付け」に関する問題です。公開買付けが強制される場合は、金商法テキストp98からp101でまとめられています。アは、直前答練第1回問題20ウでズバリ出題しています。イも、直前答練第1回問題20エでズバリ出題しています。アが誤りで、イが正しいと分かれば、消去法で正解肢はイの含まれている肢4か肢5に絞られますが、ウエで迷うこともあるので、B評価です。

久野 ありがとうございました。比較的取り組みやすかったんですね。

さて、1年前の前々回平成27年第Ⅱ回短答式試験・前回の平成28年第Ⅰ回短答式試験は、合格得点比率はさておき、合格者数・合格率・合格者水準は違和感の無いものだったと考えています。前々回・前回の合格率・合格者水準を前提に、短答式試験合格者として企業法でどれくらいの得点比率が求められるでしょう。

田崎 20問中A評価が10問、B評価が8問、C評価が2問です。「A」評価というのは「必ず正解に達すべき問題」で落としては駄目な問題、「B」評価は「通常を理解をしていれば正解となり得る問題」で、半分は正解する必要がある問題、「C」評価は「細かい知識を要する難問」で、落としても合否に影響しない問題です。

落としてもよいC評価の問題は、問題11・問題19の2問です。半分は正解しなければならないB評価の問題は、問題1・問題2・問題9・問題12・問題14・問題17・問題18・問題20の8問で、他の10問は落としてはならないA評価の問題です。A評価の10問の合計点とB評価8問の合計点の半分を足すと、70点になります。

講師間の話し合いでは、企業法は70点とれば安心してよいだろうということでした。

今回は、C評価は2問で、B評価が多いので、学習していた人はかなりの点を取れたかもしれません。

久野 企業法では70%あれば合格者水準は確保できているということですね。受験生の方からチラッと聞いたお話ではさらに得点を上積みされている方もいらっしゃるでしょう。

さて、この本試験座談会を初めてご覧になる受験生の皆さんもいらっしゃるでしょうが、田崎先生、いつものシリーズでメッセージをお願いします。

田崎 5月15日に日本美術刀剣保存協会の栃木支部の第65回総会があつて、平成27年度の5回あった鑑定会の年間総合成績で天位、つまり成績トップになったので、表彰されました。

久野 えっ、年間総合優勝ってことですか。すごいです。おめでとうございます。5回でってことはスコア制か何かなんですか。

田崎 刀の鑑定会は、鑑定刀が5本出て、誰が作ったかを1発で当てると20点もらえます。満点は100点です。5回の鑑定会だと500点で満点ですが、私は383点で年間総合天位になりました。半端な点数ですが、昔からの鑑定会特有の点数の付け方のルールがあるので、こうなります。

刀の鑑定は、5か伝つまり慶長以前の古刀なら各地の時代ごとの刀の特徴、これを掟といいます。掟を頭に入れておいて、それを鑑定刀に当てはめて、答えを出す。これは、企業法の短答式試験と似ています。短答式試験なら、必要な条文を頭に入れておいて、問題文をその条文の特色つまり要件・効果に当てはめて正誤を決める。点を取るのに掟の全部を知る必要はない。私が理解しているのは、刀全体の5割くらいで、まだまだ、勉強することが多いですが、それくらい、押さえておけば、上位の成績が取れます。

企業法の短答式試験も同じです。毎回言っていることですが、基本的な問題を確実に解ければ、おのずと合格ラインに入ります。普段学習する際も、条文を大事にして、基本的なことに重点を置いて学習すれば、必ず合格できます。

久野 本当に毎回毎年ずーっと言い続けていることですが、短答式試験に合格するためには「基本的な問題を確実に正解する」ことがとても重要です。普段の答練で正解率が低い問題を多く正解することによって成績上位になる方は短答式試験で弱さを見せる傾向があります。正解率が低い問題以外は確実に正解できる知識・理解をしている方、そういうタイプになるための努力をしている方が短答式試験に強いですね。

田崎先生、ありがとうございました。

管 理 会 計 論



管理会計論担当 高岡 徹 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 次に5月29日2限(11:10着席, 11:30～12:30)に行われた管理会計論です。

高岡先生, 先ほどは「例年になく取り組みやすい問題が多かった印象です。あせって取りこぼすことなく, 得点を伸ばして欲しかった問題でした。」ということでした。出題数16問という部分で変化はなかったのですが, 問題構成・配点・難易度等はいかがですか。

高岡 まず問題数の変化についてですが, 計算問題7問, 融合問題1問, 理論問題8問の全16問でした。前回は, 計算問題8問, 融合問題1問, 理論問題7問でしたので, 計算問題が1問減少した分, 理論問題が1問増加となっており, 時間的には楽になりましたね。

問題構成の変化に伴い, 配点の傾向も変化しています。今回は5点問題が4問, 6点問題が6問, 7点問題が4問, 8点問題が2問でした。前回までは理論問題は一律5点, 計算問題は7点or8点でしたが, 今回は6点問題が加わったことにより, 理論問題は5点or6点, 計算問題は6点～8点でした。

問題構成及び配点の変化に応じて, 計算・融合・理論の配点割合に変化が生じています。前回までは計算問題60点, 融合問題5点, 理論問題35点と, 計算問題の比重が高かったのに対し, 今回は計算問題49点, 融合問題7点, 理論問題44点となっており, 計算問題と理論問題の比重が概ね同程度になっていました。

最後に難易度についてですが, 理論問題については, 前回はAが4問, Bが3問だったのに対して, 今回はAが5問, Bが2問, Cが1問でした。Cの問題は論点としては基礎的な内容ですので, あまり迷わなかったかもしれませんが, 文意を読み取るのが難しい問題でした。

計算・融合問題については, 前回はAが4問, Bが4問, Cが1問だったのに対して, 今回はAが6問, Bが2問でした。全ての問題が1ページで収まっており, 前回以前に比べ時間のかかる問題が減りましたので, しっかりと学習してきた方であれば全て解き切るのもさほど難しくはなかったと思います。ただケアレスミスによる取りこぼしには注意が必要でしたね。

総括すると例年と比較して, 時間制約がだいぶ緩和されたことで, 実力差がしっかりと得点に反映される試験でした。

TACの受講生であれば, 今まで培ってきた実力をフルに発揮できる試験だったのではないのでしょうか。

久野 毎回, 管理会計論は時間との戦いになる受験生が多いのですが, 今回は時間との戦いではなく, いかに取りこぼさないかという感じなのかな。

なお, 短答式試験の問題は, ここのところ, 選択肢6つの問題が標準形になっていますが, 管理会計論の計算問題, 問題2・4・5・8・15では選択肢が5つでした。

それでは各問題のコメントをお願いします。

高岡 問題1は「理論(正誤) 原価計算総論(目的, 一般的基準)」です。原価計算基準対策はみっちりやってきたので, 容易に正答できたでしょう。

問題2は「計算 個別原価計算(ロット生産に対応する製品原価計算)」です。個別原価計算による完成品原価の総額と単純総合原価計算による完成品原価の総額の差額が問われていますが, 完成品原価の差額＝月末仕掛品原価の差額ですので, それぞれの月末仕掛品原価を比較すると効率的に解答を導けました。計算自体は容易ですが, 問題が, 「差額に近い金額を選びなさい」でしたので, この指示を読み飛ばしてしまうと, 計算結果と選択肢の金額がぴったり一致しないことによって, パニックになってしまう可能性がありました。平易な問題ではありますが, しっかりと落ち着いて

取り組む必要があった問題でした。

問題3は「理論（正誤） 個別原価計算」です。誤りの記述が分かりやすい問題でした。容易に正答できたでしょう。

問題4は「計算 個別原価計算（仕損・作業屑の処理）」です。仕損品と作業屑の評価額の指示を読み取るのに時間がかかるものの、計算量はそれほど多くない問題でしたので、何とか正答して欲しかった問題です。普段見慣れない計算方法ですが、指示に従って計算すれば正答に辿りつくことは可能でした。

問題5は「計算 総合原価計算（非度外視法，異常仕損，連産品）」です。連結原価の正常仕損費の計算では、終点発生であり、異常仕損品は正常仕損費を負担しないと指示があるため、完成品のみ負担として計算する必要がありました。また連産品の正常市価の計算では、追加加工工程における正常個別費を用いて計算し、実際の完成品総合原価の計算では実際個別費を用いて計算する必要がありました。繰り返し対策をしてきた計算でしたので、確実に正答して欲しかったですね。

問題6は「理論（正誤） 総合原価計算」です。こちらもひっかけが分かりやすかったですね。容易に正答できたでしょう。

問題7は「理論（正誤） 標準原価計算」です。イ. ウ. エ. の記述では計算方法を文章形式で聞いていますので、計算問題で用いるような下書きを書いて検討すれば分かりやすかったですね。基礎的な計算問題の知識で対応可能でした。

問題8は「計算 CVP分析（複数種類の製品がある場合）」です。販売量比率が3：2とされており、合計売上高が与えられています。指示を良く読まずに、販売量比率を売上高比率と勘違いして計算してしまうと誤ってしまう可能性があります。販売量の推定を落ち着いてできれば、後は順番に推定し、正答を導けました。何とか正答して欲しかった問題です。

問題9は「理論（正誤） 管理会計総論」です。見慣れない言葉が含まれていますが、何とか正答して欲しかった問題です。ウ. の記述は判断に迷われたと思いますが、他の記述の判断が比較的容易でしたので、正答を得るには問題にはなりません。

問題10は「計算 財務情報分析，CVP分析」です。端数処理に注意する必要はありましたが、内容は平易でした。容易に正答できたでしょう。



問題11は「理論（正誤） 管理会計総論」です。テキスト掲載の財務会計との比較の表がそのまま文章で出題された問題でした。確実にとるべき問題でしょう。

問題12は「計算 予算管理（販売量差異と組合せ差異）」です。製品Aの実際販売数量を推定する必要がありましたが、判明するものから下書きを埋めていけば容易に推定することができました。有利不利の指示に注意して、確実に正答して欲しかった問題です。

問題13は「理論（正誤） 資金管理」です。イ. とエ. の記述は容易に正誤判断ができますが、ア. とウ. の記述は丁寧に読み進める必要がありました。特にア. については記述後段で、「手元資金に余裕がある場合でも、資金回収の観点からはキャッシュ・サイクルを短くすることが望ましい」と述べられています。支払能力に問題がないという前提を置いていますので、その場合でもキャッシュ・サイクルを短くする必要があるのは、収益性の向上の観点からの要請ではないか。よって誤りと判断したくなりますが、問題文では資金回収の観点からという表現ですので、一般的に資金回収を早期化すれば、資金繰りが楽になるし、回収した資金を投資することもできますので、望ましいことといえます。よって正しい文章と判断できます。

問題14は「融合（穴埋め） 原価管理」です。計算要素が少ないので、短時間で解答を導けたでしょう。この問題で7点は嬉しいですね。

問題15は「計算 業務的意思決定」です。資料は多めですが、落ち着いて読み解いていけば、内容は平易なものでした。資料の多さに惑わされず確実に正答して欲しかったところです。

久野 問題16は、う～ん・・・？という感じで、受験指導校の解答例がわかれそうな気配ですよね。

高岡 問題16は「理論 分権組織とグループ経営（事業部の業績測定）」です。文意の読み取りが難しいため後回しにして欲しかった問題です。

まずア.の記述ですが、事業部の管理可能利益と残余利益の違いが資本コストであると述べられています。事業部長の業績評価であれば正しいですが、事業部の業績評価と限定されている以上、資本コストのみではなく、管理不能個別固定費等も考慮されますので、当該記述は誤りです。

次にイ.の記述ですが、実務的に各事業部の負担能力を考慮して本社費・共通費を配賦する観点から、各事業部の利益の規模を配賦基準とすることはあり得ますので、当該記述は誤りです。

次にウ.の記述ですが、事業遂行に必要なものの一部を本社部門に残す場合もあるため、誤りとも読めます。しかし、当該記述は一般論として記述されていると考えられ、他の記述との正誤判定バランスを考慮すると、当該記述は正しいと判断されます。

最後にエ.の記述ですが、販売事業部が忌避宣言権を有している場合は、原価プラス基準に変更すると取引を行わない可能性があり、その場合会社全体としての利益が変化する可能性はあります。しかし、文章を素直に読むと、当該取引は実行されることが前提であり、会社全体としての利益には、内部振替価格を変更しても影響はないと読み取れます。こちらも判断の難しい記述ですが正しい記述である可能性が高いと判断できます。

いずれにしても、当該問題は没問と考えて頂いていいでしょう。

久野 ありがとうございます。比較的取り組みやすかったようですが、問題16あたりは悩ましいようですね。

問題16は、イ.の誤りは良いとして、ア.が誤りならば正解は「6」、ウ.が誤りならば正解は「3」、エ.が誤りならば「2」が正解となるわけですが、TACは今日5月29日の段階では「6 (or 2)」という正解例を公表しています。先ほど連絡があったのですが他の受験指導校さんでは「3」が多数派のようですね。

先生方にはもう少し検討を続けていただきたいと思います。

個人的には、もう完全にサビ付いている知識ですが、ア.の記述はざっくりしすぎてるように感じています。「事業部の業績評価における管理可能利益と残余利益との違いを述べなさい」と論文式答練で問われたらこの記述で点数がもらえるのかなあ。ウ.とエ.の記述は、例外はあるにせよ、まあそうですね。でもア.の記述は、そのままいいのかということかなんというか。

さて、1年前の前々回平成27年第Ⅱ回短答式試験・前回の平成28年第Ⅰ回短答式試験は、合格得点比率はさておき、合格者数・合格率・合格者水準は違和感の無いものだったと考えています。前々回・前回の合格率・合格者水準を前提に、短答式試験合格者として管理会計論でどれくらいの得点比率が求められるでしょう。

高岡 計算・融合問題は難易度Aの問題2、問題5、問題10、問題12、問題14、問題15のすべてと、難易度Bの問題4、問題8のどちらかを正答し、48点は確保したいですね。理論問題は難易度Aの問題1、問題3、問題6、問題7、問題11のすべてと、難易度Bの問題9と問題13のどちらかを正答し、32点は欲しいです。合計すると80点となりますが、本試験の緊張感、誰にでも必ずあるケアレスミスを勘案すると、1問分差し引いた75点前後が合格ラインとなるのではないのでしょうか。

久野 管理会計論で75%を確保される方はかなりいらっしゃるでしょうね。他科目の状況がわかりませんが、今回の管理会計論はできるだけ上積みしておきたい科目だったかもしれません。75%という数字はアドバンテージになると思います。

高岡先生、ありがとうございます。